

- ・河川敷地占用許可制度についての見直しの提案  
(全体版)

## 河川敷地占用許可準則の見直しに係る調査結果

### I. 調査対象

北海道開発局、各地方整備局、沖縄総合事務局、都道府県、政令指定都市

### II. 調査期間

平成15年9月16日（火）～10月1日（水）

### III. 調査方法

アンケート方式（項目別・自由記載）

### IV. 調査項目

- 1 準則の見直し提案に関する調査（総括）
  - （1）現行準則に対する見直し提案事項
  - （2）新たに記述を提案する事項
- 2 準則の見直し提案に関する調査（個別テーマ別）
  - （1）占用主体及び占用施設の範囲について
  - （2）占用手続の要件緩和について
  - （3）包括占用許可制度の要件緩和について
- 3 その他占用に関する提案事項

### V. 提出意見の記載

上記IV. により提出された各意見を、次の項目に分類し記載

- 1 占用主体に関すること
- 2 占用施設に関すること
- 3 占用手続の要件緩和について
  - （1）市町村への意見聴取に関すること
  - （2）占用申請手続の簡素化に関すること
  - （3）一時占用等に関すること
  - （4）占用許可期間に関すること
- 4 包括占用許可制度に関すること
- 5 その他提案事項

---

（注）●の下の○の意見は、同一主体による意見である。

## 1 占用主体に関すること

《地方整備局等》

### ●＜占用主体にNPO等を加える＞

NPO法案成立後、NPOは一般的に認知されるに至っていることから、占用主体とすることはいいと考える。ただし、今日のNPOが非常に多様な目的を持ち、また、それぞれに異なった活動を行っていることから、各NPOの占用主体として適格性についての判断

基準を明確化することは難しいところである。

このため、良好な河川管理の増進に資する事業を行うNPOに限り占用主体とし、かつ、占用の目的が河川敷地を占有すること以外では達することができないと認められる施設である場合に許可できることとする。

- 占有主体が地方公共団体等の制限をはずし、誰でも申請できるものとする。

(理由)：個人からの申請要望もある。ただし、管理能力の有無を十分に審査を行なった上で認める方向としたい。(条件付については、慎重に検討する必要がある。)

- 「水上公共交通を担う旅客航路事業者」に「旅客不定期航路事業者」を追加してほしい。

(理由)：要望があった例であり、航路事業者の種別を拡大したい。ただし、運送法等の公の認可がある者等に限定する必要がある。(個人の無秩序な係留を防止するため。)

- <第6但し書き>

「非営利の愛好者団体等」について、具体的にどういうものか分かるようにしてほしい。

(理由)：これに該当するかどうかの判断が難しいため。

- <第6第1項第3号>

「その他の国又は地方公共団体の許認可等を受けて公益性のある事業又は活動を行う者」について、判断基準を明確にしてほしい。

(理由)：「公益性のある事業又は活動」に該当するかどうかの判断が難しい。

- <第6第1項第4号>

「その他これらに準ずる者」について、判断基準を明確にしてほしい。

(理由)：平成11年8月の河川局長通達に「例えば、いわゆる第3セクターを挙げることができるとあるが、具体的に公共性、公益性の判断が難しい。

- 次のような占有について、許可できるようにしてほしい。

- ・ 管理体制が確立され、河川管理に寄与するようなNPO法人や中間法人の占有。
- ・ 地元自治会や老人クラブの花壇占有。
- ・ 公立・私立を問わない学校教育法に規定された教育機関の運動場占有。
- ・ 「計画的な不法係留船対策の促進について」(H10.2.12 建設省河政発第16号建設省河川局長通達)に規定する暫定係留施設について民間事業者の占有。(恒久施設について民間事業者の占有を要望する意見もある。)
- ・ 漁業協同組合や港湾利用者(民間事業者)が航路を確保するために設置する施設(ブイ)の占有。
- ・ (財)日本海洋レジャー安全・振興協会が実施する小型船舶操縦士国家試験の試験場関連施設(棧橋、ブイ)。(当該試験のため民間事業者の教習コースについても要望がある。)
- ・ 第7第1項第5号に規定する占有施設については、設置することがやむを得ないと認められる住民・事業者等が占有主体として認められているが、電波障害用ケーブルについても認めてほしい。

- ・ NPOについては、管理能力という点から疑問があり、これを主体とするのは時期尚早と考える。

- ・ プレジャーボート暫定係留施設の占有主体に水面利用協議会で認められた民間団体(非営利)を認める。

(理由)：「計画的な不法係留船体策の促進について(H10.2.12 建設省河政発第16号)」において、係留施設の設置主体は公的主体とされている。現行準則第6第1項第6号で水面利用協議会において認められた者が主体として挙げられているが、前述の通達により、この準則の規定は、結局公的主体に限られる。プレジャーボート対策も公的主体だけではなかなか促進しない事情があるところ、民間団体も協議会で認める方向で、両通

知の整合を希望する。

- 民間主体に対する占用許可を、大幅に緩和することについては、管理上好ましくないのではないか。

- ・「民間主体の占用」については、適切な表現ではないが、直接収益（占用施設利用料等）の施設類は排除し、間接収益（占用施設によるPR効果等）の施設は対象とするようにしたらどうか。ただし、（相当額）占用料を徴収によることで担保をとる手法もあり得ると考える。現行、扱いに苦慮している実態はない。
- ・ 占用主体及び占用施設は、従来どおりに営利を主目的にしないことを原則とする。（営利を目的とした民間主体には、一定の歯止めが必要と考える。）
- ・ NPO法人を例示に追加する。
- ・ 第6号の河川水面の利用の向上及び適正化に資すると認められた船舶係留施設の整備を行う者とは具体的にどのような者を指すのか、判断基準も含めて例示してほしい。
- ・ 非営利の愛好者団体は、財政的にも現実的に施設管理能力に欠けるのではないか。河川管理施設の損傷や他の自由使用者への損害を与えた場合の対処として保険の加入を義務付けることも明記してはどうか。

- 占用主体については、絶対に緩和しないでほしい。占用主体として、民間にも広く認めてしまうと占用物の維持管理が不十分なものになってしまうおそれがあり、河川管理上支障が出てくると思われる。民間主体の占用は従来どおり、必要やむを得ない場合のみとすべきである。

これ以上占用主体の対象を広げると、河川内は占用物だらけになってしまう。占用施設の範囲についても、これ以上広げる必要はない（必要最小限）。

#### ○＜第6第1項第4号＞

適用基準の明確化。

（理由）：基本的に、現状以上の占用主体を広げるべきではない。より厳格化を図る観点で、やむを得ず占用を認める場合の基準を明確にすべき。昨今、多く見られる第3セクターの清算により、その後の占用主体及び管理体制に問題が生じるおそれがある。

- 占用主体や占用施設の拡大となると、現行準則に“公共”はほぼ網羅されており、残るは“民間”しかないが、どうしても「将来に渡っての適切な維持管理」や「占用終了時の原状回復」に関して不安材料が残る。従って、安易に占用主体を拡大するのではなく、施設によっては民間主体による占用を認める程度に収めてもらいたい。また、その施設についても、一律に例示するのではなく、地域性等を考慮し、例えば、都市再生に資する施設にあっては政令指定都市においてのみ認められる等の限定要件を十分に検討してほしい。

#### ○「占用廃止時のルール等」を新たに記述する。

（理由）：占用主体が民間に拡大された場合の懸念材料として、善良な事業者であっても何らかの事情で行為能力を失い、施設の撤去能力を喪失する場合もあり得る。この場合には、河川管理者が公費をもって施設の撤去を行う羽目になり、民間主体の許可に際しては、少なくとも施設の撤去が可能な補償金的なものを用意できるよう、準則に原状回復義務等の占用廃止時のルール等を記述するとともに、同時に、供託制度のようなものを考えていく必要があるように思われる。

#### ●＜占用主体の多様化・明確化＞

民間主体の民間の範囲には、個人も含むのか等、具体的に明確にする必要がある。

#### ●＜民間主体について＞

露店等の民間（営利団体）の占用を認める場合に次の点を整理する必要がある。

- ・ 占用を認める区域を事前に定めておく必要があると考える。定めた場合は、公示あるいは公告が必要ではないか。
- ・ この場合は競願になると考えるが、優先順位をどうするのか。
- ・ 暴力団等の不適格者が申請してくる可能性があるが、この場合の取扱いは。許可に当たっては警察等への意見照会ができるような仕組みが必要ではないか。
- ・ イベント等の一時的占用が主となる場所には市町村にイベント広場として許可。長期間の民間占用については、地域が選んだ協議会等での推薦を受けた上で許可。

○漁協等常時河川を利用する権利（漁業権等）を有する団体を具体的に明記する。

（理由）：漁協が占用している施設が各河川に多くあるにも関わらず、占用主体として明記されておらず、現準則のどの項目に該当するのか分かりづらい。

○小型船舶を廃船・解体する場合に限り河川区域内での作業（解体業者による営利行為）を認める。

（理由）：小型船舶を解体する場合は、河川区域外に持ち出して解体することとなっているが、現実には持ち出すことが難しいため放置してしまうケースが多く河川管理上の支障となっている。このため、許可条件に非出水期や内水面漁協や地元自治体等に事前協議（同意書）をとれば許可できる準則にしてはどうか。

○＜第6第1項第4号＞

あまりにも抽象的な表現なので、具体的な表現にし、公益法人も限定的にする。

（理由）：不適切な公益法人等を排除するため。

○＜占用主体及び占用施設の範囲について＞

- ・ アドプト・プログラムで地元のボランティアで構成する自治会等に占用させることにより、「地元の川をきれいにしよう」といった意識が芽生え、花を植えるなどして環境美化につながるので、河川管理の障害にならないのであれば占用主体を拡大してもいい。
- ・ 占用許可対象施設の拡大・緩和には賛成であるが、まず一時使用（届出）の判断基準・期間等を見直して枠を広げて申請の簡素化が図られるようにしてほしい。

●＜第6第1項第4号（公益法人）＞

現在、公益法人は占用主体として認められているが、それは代表権を有する者が許可申請した場合のみで、その公益法人を構成する下部任意団体は単独では占用主体になり得ないと解される。（例：（社）全国〇〇協会は各都道府県〇〇協会が構成されているが、都道府県〇〇協会は任意団体であり、単独では占用主体になれない。）

地域住民の共通財産である河川敷地を、地域の人々が主体的に占使用できるようにするため、第6第1項第4号に定める公益法人の構成団体（都道府県単位の任意団体）も単独に占用主体になれるよう改正が望ましい。

≪都道府県≫

- 管理延長が長く未改修河川も多い公共団体においては、河川管理者の目が行き届かない箇所が少なからずある。また、個人であっても「純粋に河川環境の維持のために協力させてほしい」という意見もあることから、河川管理業務にNPOやアドプトプログラムの導入の考慮を検討すべきと思われるので、個人やNPOが行う修景用の花壇、河川の草刈や清掃を行うための道具を保管する倉庫等について、占用許可を受けることができる者として、「非営利の、かつ、河川敷地の良好な維持を目的とする個人」という記述の追加を要望する。

- 準則第6において、公共性又は公益性を有する占用主体を列挙し限定しているが、占用主体が、公共性又は公益性を有していなくても、占用施設（占用目的）が公共性又は公益性を有している場合には、地域住民の同意を得ることを要件に占用許可してもよいのではないか。  
例：NPOや民間事業者が行う市民農園（募集方法に公平性があることが条件）

- 「七 その他河川管理者が特に認めたもの」と追加してはどうか。  
占用主体の条件が厳しいため、そのハードルを引き下げることによって、例えば、プレジャーボートの愛好者団体等に河川に支障のない範囲で一時係留を認めるといった対応につながるのではないか。

- 旧河川敷の中には、何らかの理由で廃川処理が未了となり、河川施設に全く影響を与えない箇所が存在する。このような旧河川敷については、公共性がなくとも周辺住民が希望すれば占用主体となり得る内容にしてほしい。（準則第6及び第7により、住民、事業者等が占用主体となる場合の占用施設が限定されているため。）

（理由）：個人に占用させる場合が限定されていることから、旧河川敷のような土地が遊んでいるケースが多く見られ、有効活用を図るべきであると考え。

- 占用主体の緩和。

（理由）：①現在、河川敷の不法占用（不法耕作）が多く対応に苦慮しているところである。占用主体を地方公共団体等（自治会、町会を含む。）に対して行い、市民農園的な使用を認め、不法占用の解消を図りたい。

②NPO法人（非営利的な分野：例えば、水質・環境等の調査、研究等）の行う短期的な占用。

③内水面に水利権を有する漁業協同組合の組合員が設置する簡易な漁業施設。

- 第7第2項に基づく駐車場の整備を行う者の追加

河川敷地内に駐車場の占用許可を受けることのできる者は、原則公共性又は公益性を有する者等の準則第6に列記する者に限られているが、第7第2項における駐車場の整備を行う者については、民間事業者等も含まれるものとしてほしい。

例えば、公共団体が整備した船舶係留施設利用者のための駐車場を民間事業者が整備することは、準則第6の占用主体としてなり得ないと解するが、占用施設の管理能力、経営の継続性、責任能力等占用主体としての適格性が認められる事業者に駐車場の設置ができるようになる。ただし、駐車場の構造上安全が確保できる場所及び洪水時緊急時における駐車車両の河川敷地からの避難体制の確保など必要な条件を付すこととする。

（※現状）

不法係留船舶の解消を図るため、都は船舶係留保管施設を設置し、河川利用の秩序の維持及び不法係留船舶の適正化に努めているところである。しかし、船舶利用者が周辺道路に違法駐車し、近隣住民等に迷惑を及ぼしているため、船舶係留保管施設の新設又は既設に合わせて、河川敷地内に駐車場の施設を備えた整備が必要となっている。

（※効果）

民間事業者による駐車場の整備が実現した場合、違法駐車防止、船舶係留保管施設の水準の向上、河川敷地の有効活用等が図れる。

- ・ 河川のにぎわい創出やまちづくりの活性化に貢献する事業又は活動を行う団体組織の追加  
第6第1項第4号に「水防団体、公益法人その他これらに準ずる者」とあるが、「これらに準ずる者」の中に、河川のにぎわい創出やまちの活性化に貢献する事業又は活動を行う団体・組織が含まれることを明確にしてほしい。あるいは、別号として新たに追加してほしい。

従来、占用主体の許可の条件となる公共性の判断は、財団・社団等法人形態や、いわゆる第3セクター等地方公共団体の関与形態（第3セクターは出資という形で地方公共団体の

関与)で判断される傾向があった。

今後は、河川のにぎわい創出やまちの活性化に貢献する事業又は活動を行うNPO法人、地域のまちづくり団体、民間事業者も占用主体として許可できるようにしてほしい。

・漁業協同組合、遊漁船業等の協同組合等の事業者団体の追加

現行の準則では、第6第1項第6号で、水面利用協議会で認められた場合には水産業協同組合法に規定する漁業協同組合や民間事業者等も占用主体に含まれ得るとなっている。それを水面利用協議会を開催しなくても、漁業協同組合・民間事業者等に対して河川敷地の占用許可を可能とするために、第4号「これらに準ずる者」にこれらの者を含めるものとしてほしい。

水面利用の早期適正化を図るためには、水産業協同組合法の規定する漁業協同組合や中小企業協同組合法に基づく遊漁船業等の協同組合等の事業者団体を占用主体として明示することが、これらの者による整備の促進を可能とする上で必要と考える。

- NPO等の民間主体への拡大については、その責任能力に疑問があるため、門戸を広げるべきではないと思われる。そのかわり、包括占用とまではいかないが、市町村が占用許可を受けた施設について、管理・運営をNPO等の民間に委ねるといった考え方はどうか。

- 占用主体として、民間主体を追加できるよう検討してほしい。

(理由)：沿岸土地所有者等については、公共性を有さずとも、その社会経済活動において、河川と密接な関係を有しており、いわば「沿岸利用権」のような優先権を認めることも決して否定されるものではないと考えられるため。ただし、特定の占用施設に限るなど、一定の制約条件は必要と考える。

- 河川管理者と地方公共団体が、地域の商業活動の実態、地元住民の意向等を勘案して協議した上で、一定の区域に限定して

・地方公共団体、地元自治会・商工観光団体等で構成する協議会、及び、この協議会が河川敷地の良好な利用向上に資すると認めた民間事業者に対し、

・オープンカフェ等飲食提供施設、その他都市再生のために必要な施設の占用を認めることが可能となるようにしてほしい。

- 要件緩和の占用主体を公的団体以外の個人(住民)も対象とする。

(理由)：準則では第6のただし書きで、第7第1項第5号に規定する占用施設を設置することが必要やむを得ないと認められる場合、住民に占用の許可ができる旨規定されているが、中山間部では、個人の生活に密着している場合(家庭の排水管、私道の橋梁等)もあるので、第7第1項第5号に限定することなく、特定の要件を付してでも対象となる占用施設を緩和することにより、不法占用の解消を図るべき。

- 民間主体の占用は積極的に認めるべきではない。

- 民間への要件緩和について

(理由)：都市と地方においては、河川がおかれている状況が異なることから、現在検討されている民間の占用に対する要件緩和については、都市河川の特例とする等、一定の配慮をしてほしい。

- 校区ごとに設置される「地域コミュニティセンター」は、地区の各種団体により組織された運営委員会により運営されているが、準則第6第4号に規定する「水防団体、公益法人その

他これらに準ずる者」としてとらえにくいと思うが、占用主体に明記できないか。  
(理由)：市部においては畑が少ないため、上記に記載の「地域コミュニティセンター運営委員会」が、子育て支援や地域づくり活動の一環として、河川敷で農園活動を行う場合に占用施設として認めていいと考える。

#### 《政令市》

- 近年の河川愛護運動の高まりや美化運動などの積極的な参加状況などから判断して、地域自治会や地元町内会を占用主体に追加し、これらの占用主体から花壇等の設置申請があった場合、占用施設の1つとして認めてもいいのではないかと考える。
- 河川管理に支障をきたさないためにも、占用物件の的確な管理ができる者であり、かつ、占用物の撤去、復旧まで確実にを行うことができる者であることが必要（民間事業者やNPO等の法人）。
- 河川空間等を利用した施設の設置に係る占用主体の拡大。  
(理由)：河川敷地を民間活力を利用したイベント又は商業スペースとして使用させ、より一層の賑わいづくりの創出を目指し、地元組織、NPOを占用主体に追加してほしい。
- 河川管理者、地方公共団体等で構成する協議会等において適切であると認められた営業活動を行う事業者は、占用主体と認められること。  
(理由)：①市街地と河川との関係は地域によって異なるものであり、活性化等の観点から必要と思われる活動は、地域の判断により認められることが望ましい。  
②民間が河川空間を利活用する上では、民間が直接占用主体となり、各自の責任のものに創意工夫が生かされることが望ましい。  
③河川管理者や地方公共団体が参画した協議会等が、事前に営業活動の内容についてチェックするものであれば、治水・利水上の安全性や公益性が確保されることが考えられる。  
④民間が占用主体の場合の占用施設（第7）を限定することにより、河川空間への工作物の残置などのリスクを低減できる。



## 2 占用施設に関すること

### 《地方整備局等》

#### ●＜占用施設にトイレ（単独）を加える＞

従前、トイレの設置に関しては、公園等の附属工作物として許可してきたところだが、河川利用者より自治体に対し、トイレ設置要望が寄せられているところであり、それを受けた自治体よりトイレ単体での占用許可が希望されている。

附属工作物としての設置では設置可能な箇所が限定されているため、自治体からトイレ単独での設置申請があった場合は、管理上支障のない範囲で許可できるよう希望する。

○河川敷地占用許可について、占用許可の基準の緩和、民間施設の拡大に当たっては、都市部とそれ以外の河川においては占用状況に違いがあることから、占用施設については限定したものとし、具体例の明確化が必要と考える。また、占用施設を拡大することにより、類似するようなものが出てくることが予想され、現場サイドでスムーズな対応が可能となるよう例示が必要と考える。

○河川敷地における構造物は水防施設、ダム管理所等について認められている。市町村の防災施設は災害時の必要性や公共性も高く、これを認めることはいいと考える。ただ、民間施設の拡大に当たっては、社会情勢の変化が早い中で使用しない施設となる可能性があることから、原状回復の担保が必要であり、撤去等の容易な仮設物としていくことが必要であると考ええる。

#### ●占用施設については様々な施設の申請があるため、具体的な施設名を記述しない。

（理由）：河川に対しての治水・利水・環境面から本来機能が維持されていると判断され、第7各号にある趣旨に則った施設であれば、占用施設としていいのではないかと。

#### ●＜第7第1項第5号イ＞

「通路又は階段」の占用については、設置が必要やむを得ないと認められる住民、事業者等に許可できるものであるが、必要やむを得ない場合でなくとも要望があれば許可できる施設として位置付けてほしい。

（理由）：出入口について、国有地を占用しないで他の道路に接することができる場合でも、利便性を理由に占用を要望されることが多い。道路を占用許可している以上、当該道路に接道したいという要望は理解できること、出入口の占用は、沿道の住民・事業者のみであり、占用者が限定されることから、占用料を徴収することとして、許可していきたい。

#### ○＜第7第1項第6号＞

申請書に施設の存する市町村の同意書を添付することとする。

（理由）：周辺環境に影響を与える施設であるため、市町村の同意を許可の前提としたい。

- ・改正前の準則第7第4号について、「公的主体等又は事業活動等のため河川を利用することが必要やむを得ない者」に対する「漁業等のために必要と認められる施設」の占用を復活させてほしい。
- ・第7第1項第6号施設について非営利の愛好者団体に占用を認めているのだから、水面利用のための斜路、係留施設についても、治水上の支障がないものは、同じ非営利の愛好者団体であるマリンスポーツ団体に認めてもいいのではないかと。
- ・第7第1項第5号に畑の占用を追加してほしい。
- ・慰霊碑の設置を認めてほしい。
- ・駐車場について、占用主体を限定し、管理体制（撤去計画）が確立されていることを条件として認めてもいいのではないかと。
- ・都市再生のための施設を認める場合、「都市再生のため」となるかどうかの判断基準を明確

にしてほしい。

- ・防災のためのヘリコプター離発着場の占用。「河川敷地におけるヘリコプターの離発着許可基準（案）（H9.10.16 事務連絡河川局水政課河川利用調整官及び治水課流域治水調整官）」では、一時的な占用とされているが、自治体から継続的な占用の要望がある。（甲府管内）

●＜第7第1項第5号イ＞

住民の生活、事業のために設置が必要やむを得ない施設として、「坂路」を明記してほしい。

- （理由）：管内には、多数の個人所有坂路が存在し、住民の生活に設置がやむを得ないもの（袋地で堤内地側から侵入路が確保できない等）に限って「通路」の一形態として占用を認めているので、「坂路」を明確に占用施設として取り扱うため。

○水田の追加を要望しているが、過去の通達との整合も検討してほしい。

- （理由）：昭和45年3月24日付け建設省河政発第29号、建設省河治発第32号河川局水政課長、治水課長通達「河川敷地における水田の取扱い」1（1）の「～今後は原則として更新をせず、又は草地等へ転換させることとする。」の取扱いについて、現実には更新をやむを得ず行なっているため、外部（行政監察等）への説明が苦しい。

○「畑」、「水田」、「果樹」の既存許可施設を追加する。（新規は除く。）

- ・「築」については、従来から許可してきているものは追加してもよいと考える。新規は何故許可出来ないのかという整理が必要と思われるが、「築」については、まず第一に漁業権が必要であり、次に地元市町村への意見聴取を行うことで悪意の業者の参入を防げるのではないかと。（既存のものは、既に長い歴史があり、その地域の観光面からも地元住民からも認知されているから許可できる。）
- ・「家庭菜園（市町村等の公的主体、第3セクターが占用主体）」を追加。公園の一部として市町村から公募による家庭菜園をしたいという要望があるが、畑が認められていないことから、家庭菜園の許可ができない。家庭菜園は、営利目的ではなく、市町村は定期的に公募を行い、それに応募する人は趣味の範囲であり、また、市町村が入ることにより、占用地は責任を持って管理してもらえるので、追加を要望する。
- ・「駐車場」の単独占用については、北陸では特に必要性は認められないので、現状の第7第2項のままがいい。
- ・公園等に付随しない単独の「売店」、「オープンカフェ」の占用については、時期尚早と考える。悪質業者の排除の問題もあり、北陸では特に要望もない。

●公共性のない営利目的の民間占用を認めることにより、民地内に土地を求めず、安易な考え方によって河川区域内の工作物の乱立を招くことにはならないか。また、都市河川等は立地条件に良い場所に希望が集中する可能性があり、その選別に対してどのように扱ったらいいのか。

○占用施設の拡大については、必要最小限に止めるべき。

- （理由）：第7に例示してある施設でほぼ必要な施設は網羅してあると思われる。ただし、防災関係の施設については、今後必要性がますます増大すると思われるため、水防以外の施設でも占用を認めるのはやむを得ないと考える。なお、営利目的の施設等への拡大は、管理や環境の面等で問題があり、慎重に判断する必要がある。

また、営利目的に使用されることにより、河川本来の公共用物としての機能に問題は発生しないか。

今回の改正は主に都市部の河川を想定したものであると思われるが、それ以外の地区にはなじまないのではないかと。

- ・街路灯や防犯カメラ等は、都市部以外でも必要な施設として単独占用を認めるのはやむを得ない。（犯罪防止等が優先されるべき。）
- ・暫定係留施設等の民間占用を認める方向のようだが、民間とはどのようなものを想定しているのか疑問である。

- （理由）：個人の設置した施設まで認めては不法係留船対策にならないため、具体的な許可対象

を例示すべき。

- ・地域の防災活動に必要な施設の占用について、世論の高まりもありやむを得ない。
- ・駐車場の単独占用については、出水時の管理体制が難しく車両の撤去場所の確保が難しいこと、また、所有者への連絡が困難なこと等問題点が多い。車両の撤去場所については、占用範囲と同じだけの面積が堤内地側に必要であることから、占用の必要性は少ないのではないか。
- ・現存する田畑耕作は、管理上支障がなければ継続を認める。（長年耕作することにより維持管理してきた住民感情がある。）
- ・ヘリコプター離発着場について、災害報道については公共公益性及び緊急性があると思われるので、報道機関の連絡調整組織（単独は×）による緊急報道用離発着場についても対象に加えてほしい。（H9.10.16 河川局水政課河川利用調整官・治水課流域治水調整官連名事務連絡との整合）

#### ○＜第7第1項第2号ホ＞

水防活動のために必要な施設を、防災活動のために必要な施設とする。

（理由）：水防活動に限定でなく、防災活動全般としたほうが、自治体等も災害時に対する施設整備も進むと思われる。

#### ○石碑、神社、地蔵等について現時点で存在する施設は占用可能施設とする。

（理由）：現在、石碑、神社塀、地蔵等が河川内に設置されているが、占用施設では取り扱えないため、不法占用施設としている。しかし、歴史的・伝統的な経緯もあり、撤去・移設は困難である。また、この石碑等を不法占用として取り扱うのも歴史的・伝統的な経緯を考えると、適切と思われず、従って、管理者を明確にして維持管理し占用施設として取り扱うのが適切である。

#### ○占用料徴収は県が決定することであるが、石碑、神社、地蔵等が占用可能となった場合に、歴史的・伝統的な経緯もあり、占用者の占用料が免除できるようにしてほしい。

（理由）：石碑等も占用料が徴収されると、現実には申請できなくなるとされる。また、自治体が占用している場合は免除されていることが多い。

#### ○占用許可の基準として、占用施設ごとに特に必要と認められる「占用者としての義務」を明確に明文化すべき。すなわち、申請するに当たってなすべき基準の明確化（構造等の基準は構造令等による）である。

例）公園……水辺の安全施設の設置、搬出訓練の実施、洪水時の体制確立、進入坂路の占用及びカギの管理

道路……出水時の通航規制の実施、パブリックアクセスの確保

（理由）：準則制定後一定期間を経ているので、占用施設ごとの問題点も明らかになっている。そこで、こうした問題点が生じないよう、申請の前提条件として義務付けることが必要である。このことは、占用者としての責任の明確化にもつながるものである。

#### ○堤防の天端又は裏小段に設置する道路の基準

道路の敷地として河川敷地を活用するに当たっては、十分な交通安全対策はもとより、河川管理上の支障が生じないよう、堤防等の河川管理施設の工事にかかる費用の負担方式、洪水時の交通規制等のルールについて、あらかじめ道路・交通担当部局と調整されていなければならないこととなっており、基準として明文化してほしい。

（理由）：堤防上の道路については、

- ①天端幅が狭いため必要な道路幅員が確保できない場合があること（用地取得に膨大な費用がかかるため道路改良を行わない）
- ②堤体内への工作物設置が限られているために防護柵等の安全施設の設置が不十分な場合があること  
等の理由により道路の規格が満足していない場合が多く、交通事故も相次いでいることから社会的な関心が高くなっていることに加え、洪水時には河川巡視や水防活動に支障が生じたり、河川改修の際に費用負担の問題が生じている。

○各号の占用施設に「水面を含む」ことを記載する。

(理由)：河川法第23条との関係において、こうした施設はそのエリアの水面を施設として使用することとなるので、河川法第24条対応できるように措置する。  
また、水遊場等の面的な占用も敷地としての占用の意味合いが強いので、同様に24条対応とする。

●淀川水系河川整備計画との関係

(理由)：今回の見直しでは、一般に「準則の緩和」を前提に考えているようだが、こと淀川水系においては、現在、「淀川水系流域委員会」が開催され、その委員会において河川敷の利用の仕方について提言があり、その提言を受けて河川管理者として「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を重視して河川敷以外でも利用できる施設については縮小を基本とする方針を打ち出している中で、緩和という方向は如何なものかと思われる。公園やグラウンド等については、新規は認めない方向で、また、既存施設についても今後20年、30年かけて縮小していく方向ならば、占用物件として公園を準則に適合させること自体疑問を覚える。

○＜第7第1項＞

本来、堤内地で行われるべきスポーツ施設等は例示から除外する。(仮に除外しないとしても、解説の中で記載すべき。)

(理由)：第10の整備計画に沿ったものとするためには見直さなければならないため。代替性について強調する必要がある。

○＜第7第1項第6号ロ＞

削除。

(理由)：当該自治体のまちづくり事業等の施策に位置付けられていない限り、認めるべきではない。騒音や河川環境への影響等問題が大きすぎる。

○船舶係留施設又は船舶上下架施設について、水上バイク等の小型船舶の係留(保管)及び上下架も含むことができるのか明確にしてほしい。また、その占用主体は水面利用調整協議会等において認められた者とされ、民間事業者も含まれると解されているが、これらは営利を目的とする者がほとんどであり、規模、態様も様々であることから、具体的に明確化すべきではないか。

○占用施設として、歴史的な記念碑や地藏尊等の神仏等の社を記載(河川区域内に設置することが真にやむを得ない場合)。

●「許可できないもの」を新たに記述する。

(理由)：占用主体や占用施設を拡大(緩和)するのであれば、その反動のようなものとして、解釈によっては何でもOKという風潮となっていくことも予想される。(申請者のみならず行政担当者までもが。)現行準則の“場合によっては許可できる”規定に加えて、“許可できない”規定や“許可してはならない”規定を記述することも考える必要がある。

例えば、港湾法の規定では、～港湾法第37条第2項：港湾管理者は、前項の行為が、港湾の利用若しくは保全に著しく支障を与え、又は第3条の3第9項若しくは第10項の規定により公示された港湾計画の遂行を著しく阻害し、その他港湾の開発発展に著しく支障を与えるものであるときは、許可をしてはならず、また、政令で定める場合を除き、港湾管理者の管理する水域施設について前項第1号の水域の占用又は同項第4号の行為の許可をしてはならない～

●＜地域防災活動に必要な施設＞

現在も、一般の方が、ヘリコプターの離発着を希望して占用許可の問い合わせがある。(現

在では、許可にならないが。)公共の場合に限定せずに、一般の方の利用形態に応じては、許可してもいいのではないか。また、できないのであれば、具体的な許可判断基準(根拠づけ)を合わせて設定してほしい。

○<都市再生のために必要な施設>

今回、検討されている施設については、吉野川については、殆どなじまないものが多い。検討されている施設を許可対象とする場合は、都市河川区間として、河川管理者が区間を指定し、その範囲の中で運用することによって、適用の混乱がなくなるのではないか。

○<河川水面利用の適正化に資する施設>

船舶上下架施設について民間主体の占有を認めるとなっているが、暫定係留施設同様、協議会の議を経る等の条件は必要であると考えられる。前記の条件等がないと、無秩序に占有申請が上がってくることになる。

暫定係留施設については、一時占有に限って認めた方がいいのではないか。また、行政、地域の河川利用者、地元住民からなる協議会等の議を経ることは、必要条件であると考えられる。

○<環境教育のために必要な施設>

花壇、花畑等も高水敷地において占有を認めていいのではないか。

○<その他>

- ・駐車場の単独占用については、現実的には、放置車両や出水期の撤去等の問題があり、認めることにより河川管理上支障が出てくるので、認めない方がいいと考える。
- ・占有施設の範囲について、準則第7第1項第2号口について、「道路付属施設」を追加若しくは含めてはどうか。道路を設置する場合、通常は治水及び河川管理上支障の無い範囲でガードレールや標識等の付属物を設置するが多い。
- ・家庭菜園の許可は時期尚早である。市町村許可とはいえ、実態は区画して個人が菜園を行うこととなり、竹の支柱、ビニールハウスの設置等、河川景観を悪くする。また、勝手に水中ポンプを設置して不法取水を行うおそれがある。

●<都市再生について>

民間開放は、都市再生だけでなく「地域活性」も目的に加えてほしい。また、対象施設は本省案で例示されたものの他、「その他風紀、公序良俗を乱すものでないもの」を加えてほしい。

○<河川水面利用の適正化に資する施設について>

暫定係留施設の民間主体による占有は認めがたい。恒久施設については認めることも考えられるが、暫定を認めると暫定でなくなるおそれがある。

○<環境教育のために必要な施設について>

当該施設の占有主体にはNPOや地域の愛好者団体を加えてほしい。

○<その他>

- ・花壇(市町村、NPO、愛好者団体)を加えてほしい。
- ・伝統的漁業施設の占有期間は漁期だけの限定の方が望ましい。
- ・駐車場の単独占用は、占有主体が公的主体であることを明示してほしい。

●<第7第3項(売店、便所、休憩所、ベンチ等)>

現在、売店等は準則第7第1項に規定する占有施設の付属物としての設置であり、それ単独での設置は認められていない。しかし、ダム湖等にはそれ自体の観光を目的とした一般来訪者が多く、売店等設置の要望も多い。

ダム湖等を目的とした観光客来訪は、地域活性化に大きく貢献するものであることから、

観光客の便益を図り、更なる地域振興のため地元公共団体による売店等の単独設置を可能とするような改正が望ましい。(例：ダム湖等利用活性化施設として売店等を占用施設に追加する。)

## 《都道府県》

### ● 第7第1項第5号に畑、花壇を追加してはどうか。

個人が不法に河川敷を畑・花壇に利用しているケースが数多く見られるため、こうしたものを占用施設として認めることにより、不法状態の解消や地域住民による適正利用、河川管理者の負担軽減などを期待できる。

### ● 第7第3項に次のとおり追加してほしい。

「～必要に応じて、施設利用者のための売店、便所、休憩所、ベンチ、案内板、記念碑等を当該施設と一体をなす工作物として～」

(理由)：河川敷地を占用する公共施設や水利使用施設の中には、歴史的・文化的価値や経緯をもったものもあり、当該施設に近接する場所において、治水・利水の歴史について、記念碑等を設置し、一般の河川利用者にも広く案内したいという占用者からの要望がある。

特に、河川敷地を利用した公園・緑地が増え、一般住民が河川を訪れる機会が増えていることから、占用施設がそのような公園・緑地に隣接した場合、その立地条件を生かして占用施設等の概略を示した案内板を設置したいという要望が多い。これらの案内版・記念碑については、必ずしも河川区域内に設置する必要のないものであるが、当該占用施設の近接した場所に設置するのが最も適当であり、適正な河川利用として認めて支障ないものと思われる。

### ● ・駐輪場の追加

現在、駐輪場は、占用施設として認められていない。一方、市町村等では、放置自転車の問題が深刻な問題となって久しい。各区市町村では、条例を制定し、鋭意対策を実施しているが、駐輪場が整備された地域でなければ、対策の強化が図れない。

そこで、治水、利水、河川環境の保全等の河川管理上支障の生じるおそれが少ない場所(①河川管理用通路(ただし、有効幅員が確保されていること)、②河川余地、③高水敷、④河川予定地等)であって、交通安全対策、まちづくりに寄与する場合に認めることとする。

### ・オープンカフェ等の店舗及びその運営に必要な給排水・光熱施設

治水管理上支障がなければ、河川のにぎわい創出やまちの活性化を目的に整備されるオープンカフェ等の店舗施設及びその運営に必要な水道管、下水道管、ガス管、電線といった給排水・光熱施設を占用施設として認めてほしい。

第7第3項にある「施設利用者のための売店」は、第7第1項第1号の施設の付帯施設という条件があり、現状では、河川のにぎわい創出やまちの活性化という目的でオープンカフェ等の店舗施設を整備することができない。また、水道管、下水道管、ガス管、電線の整備も第7第1項第2号のハに記載があるが、現在、許可の対象となるのは、地方公共団体が整備する下水道、上水道及び公益事業者が整備するガス管、電線である。

今後は、河川のにぎわい創出やまちの活性化を目的に整備するオープンカフェ等の店舗施設と合わせて、そのために必要な給排水・光熱施設も占用施設として許可できるようにしてほしい。

### ● (既設の) 築場は一時占用許可事例にはあげられているが、通年の占用施設に追加してほしい。

(理由)：構造上、季節限定の設置が困難であるため。

- 電気通信事業法適用事業者の行う架空通信電線等の占用については、設置行為の許認可のみとする。また、占用状況の管理についてはその事業者が行い、毎年その状況を報告するものとする。  
(理由)：現在、架空物件毎の占用許可管理を行っているが、物件が物件だけにその実態を把握するのは不可能である。従って、新設される電線等の設置要件を審査し、設置に対する許認可を行うだけで、十分準則の目的を達せられると思われる。
- 占用施設の記述について、施設の形態が人によって解釈が異なるように、記述を分かり易い表現とし、解説を充実させてほしい。(例：例えばテラスは、どういう形態のものか想定しにくい。)
- 防災倉庫及びその他防災のために必要な施設を追加。  
(理由)：都市において、河川は貴重なオープンスペースであり、防災活動の拠点として積極的に活用すべきである。
- 市町村営の菜園、花壇を追加。  
(理由)：高水敷における農耕等の利用については、河川管理に寄与する面もあり、認める考え方もあっていい。
- プレジャーボート等の不法係留対策の一環として、民間主体に対して船舶係留施設の占用を認める場合は、新たに水運業者等が設けるもののみを対象とするなどの措置を講じ、個人所有の既存不法係留物件の追認となるような緩和措置とならないようにしてほしい。
- 第7第1項第6号に「ヘリポート施設」の追加。  
(理由)：防災ヘリポートについては、第7第1項第2号により、許可が可能と考えられるが、周辺環境に影響を与える施設となる民間ヘリポートについても許可を可能とすることにより、河川敷を有効に活用することができるとともに、緊急時には当該施設の水防利用も考えられる。
- 占用施設について、第7第1項第6号「モトクロス場」については、その競技の性格上かなり盛土、切土をしてつくられると思われ、河川管理上多大な影響を与えかねない。よって、削除すべき。(実際に、市町村から準則に基づきモトクロス場設置の協議があったが、その取扱いに苦慮した。)
- 牧柵、電気牧柵(イノシシ除け等)、家庭排水、小規模河川の人通橋について緩和できないか。  
(理由)：いずれも地域の人々の生活に大きく関わるものであるが、現行基準の中では許可できない。(縦断占用の原則禁止、住民の占用施設の限定等。)一律的な基準ではなく、中山間部にも配慮した基準づくりを要望したい。
- 社会情勢の変化に応じて緩和していくべきと考える。(具体例なし)
- 現行以上に拡大すべきではない。
- 現行準則により対応できているため、範囲を広げる必要はない。

●①作業療法によるリハビリテーションを目的として設置する農園。

②地元自治会等による河川美化活動の一環として設置する花壇。

○河川管理用道路が道路法上の道路との兼用工作物になっている場合について、通路の設置に伴う堤防裏法面埋立及び舗装等の占用を追加。

(理由)：官民境界を明らかにした上で、埋立及び舗装をすれば、宅地等との段差による危険や土ぼこりを防ぐことができるとして、事業者等からの要望がある。

●準則第7第1項第5号イに規定されている「通路又は階段」について、河川幅の小さい河川においては、住宅などから橋梁を通して対岸の公道に出ることが合理的であり、必要やむを得ないと認められる場合がある。現行準則の通路には、個人設置の通路橋が含まれるのか明確にしてほしい。また、真にやむを得ない場合は、個人通路橋を認めてもよいのではないか。

●占用施設に耕作地を加えてほしい。

(理由)：旧来から近隣住民多数が農作物の耕作を行い、退去指導も効果がない河川敷地がある。この一帯では、耕作者が物置小屋等の不法工作物を設置したり、ゴミが放置されるなど景観上好ましくない状況で苦情も出ている。改善策として、地元市役所が河川公園などの利用計画を定めてその一部として管理農園を作り、市役所の監督のもと一定のルールに基づいた耕作地の提供を行いたいとして、包括占用申請の動きがある。

○個々の場合の判断によって、堤外側河川敷への盛土+暫定(数年間)道路設置許可ができるような可能性を残すような書き方をしてほしい。

(理由)：道路改良工事中に必要な暫定道路(迂回路)が、河川以外にとれない場合がある。

●第7第1項第1号(地域住民の福利厚生のために利用する施設)及び第3号(河川空間を活用した街づくりに資する施設)に掲げる占用施設については、公民館組織や河川環境の美化活動を目的とするNPO法人等の非営利団体を占用主体に含めてほしい。

○第7第1項の占用施設として、河川公園や広場等の親水施設(占用施設を除く。)に設置する売店や休憩所等で、当該施設の利用を増進させる施設を加えることとし、これらの施設については、民間事業者も占用主体として認めてほしい。

#### 《政令市》

●<第7第1項2号イ>

「橋梁」を「橋梁等の渡河施設」という表現にする。

(理由)：平成14年1月30日付けで河川局治水課長より「鉄道・道路等が河川を渡河するために設置する函渠の構造上の基準について」の通知により、今後、基準を満たす小河川上の渡河施設としてボックスカルバート形式による協議が増える傾向にある。そこで、準則第7第1項第2号イで「橋梁」と表現している文言を「橋梁等の渡河施設」と表現すべき。

○<第7第1項第5号イ>

「通路又は階段」を「通路(橋梁等の渡河施設を含む)又は階段」にする。

(理由)：通路としての占用物の中身は、河川を渡河しない施設のほか、準則第7第1項第2号イで規定している河川を渡河する橋梁等も都市部における小河川の場合事例としてあり得ることから、提案の表現に修正できないか。

●<占用許可対象施設>



- ① 治水上安全であること。
  - ② まちづくりの一環と判断でき、まちづくりの活性化につながる施設。
- 例) 地域性のあるイベントの実施。また、実施できるスペース等。

● 現行のままでよい。

● 占用の許可の目的とすることのできる施設については、準則第7第1項で規定されているが、できるだけ具体的な施設を記述してほしい。

(理由)：本市の管理する河川においては、今のところ準則で規定されている占有施設以外の特別な申請はないが、占有施設に該当するか否かについては、この規定に照らして個別的具体的に判断する必要があることから、規定の中で具体的な例示を多く記述することにより、占有申請に対する審査・判断を容易にすることができる。

○ 本市においては、今のところ、特別な河川空間利用についての具体的な要望や計画等はないが、今後、都市の再生や活性化、河川利用の促進及び河川の環境を維持する上で民間事業者との協働と連携が必要であると考えている。このため、地元組織や民間事業者が主体となり、広場を目的とするカフェテラス、売店、イベント器材等の占有申請については、一定の条件の中で許可を新たに認めることも必要ではないかと考える。

● ・ 民間が設置する日よけ、屋外広告物

- ・ 河川空間を利用したイベントを継続的に行うに際し、これに必要な広場、イベント施設及びこれに付随して設置する売店、オープンカフェ、広告柱、照明・音響設備
- ・ 船着場に設置する切符売場、案内所

● 都市再生のために必要な施設：

イベント施設、飲食店、売店、オープンカフェ、休憩所、広告柱、給排水・照明・音響施設、船上食事施設、日よけ

○ 舟運振興のために必要な施設：

料金所、案内所、観光表示看板

### 3 占用手続の要件緩和について

#### (1) 市町村への意見聴取に関すること

##### 《地方整備局等》

- 「市町村の意見を聴く」は新規及び変更を伴う更新の場合とし、単純更新は意見聴取を必要としない。  
(理由)：従前の占用許可に変更がなければ、基本的に市町村は更新については特段異議がないと思われるため。
- ①河川管理者が市町村の意見を聴く、若しくは申請者が申請書に市町村の同意書を予め添付して申請するものとする。  
②全ての占用許可について意見聴取を必要とするのではなく、必要な場合を限定する。  
③意見聴取を行なった結果、占用許可に反対する意見があった場合の対応方法を明確にする。  
(理由)：
  - ①処理期間を短縮するため。
  - ②河川管理者、市町村双方の事務を軽減するため。
  - ③占用許可における意見聴取の位置付けが明確でない。反対意見に対して、河川管理者がどのように対応すべきか、取扱いが整理されていないため。
- 意見聴取は新規の案件のみとする。また、新規でも別の手続（都市計画区域の指定等）で意見聴取している案件は除く。  
(理由)：意見聴取の主旨（河川敷地は周辺住民に利用されるものだから地域の意見を聴く）から判断すると、更新の場合は占用の形態に変化はないので、改めて意見を聴く必要が低いのではないか。
- <河川局長通達5(2)>  
市町村への意見聴取の例外規定の追加
  - ①地元住民が自らの生活上等直接使用する目的で占用申請した場合
  - ②砂利採取に係る占用申請で、砂利採取法に基づく通報が地元市町村に行われている場合
  - ③継続占用許可申請(理由)：
  - ①意見聴取制度の主旨、すなわち「河川敷地は基本的にはその周辺の住民により利用されるべきものであり、許可に当たって地域の意見を聴いた上で行う」としていることから見て、地元住民が直接使用する場合の許可申請においては、そもそも意見聴取制度の主旨に合致した占用申請であり、その観点からは許可されるべきものであり、意見聴取は不要である。
  - ②砂利採取場に係る占用については、砂利採取法第36条第3項に基づく市町村への通報及び市町村からは同法第37条に基づく要請ができる制度があり、意見聴取に代えることができる。
  - ③継続申請については、占用目的等の内容を変更するものではないので、改めての意見聴取は不要である。仮に、市町村の行う都市計画事業等に支障となる場合については、その補償問題も含めて個別事案として当事者間で協議されるべきものである。
- 意見聴取制度の趣旨の再検討  
河川管理者の許可方針と対立した場合の判断基準の明確化  
(理由)：意見聴取による市町村意見と河川管理者の許可方針が相反した場合は、その公共性等で判断することとなっているが、その判断基準は明確ではなく、また、市町村意見に従って不許可処分とする場合においても、そもそも準則に合致し、所内決済を終えていることから、不許可処分も明快ではない。

市町村（長がついていない意味は不明であるが）の判断項目が曖昧なことで判断主体（市町村部局）が明らかとならない。また、仮に地域で対立する意見のあった場合、一本化までを求めるべきか等明確な取扱いが必要と考えるため。

○一時占用に対する取扱いの明確化

（理由）：一時占用は、準則第15で準則適用除外できる規定が設けられていることから、意見聴取なしで許可が可能である。しかし、一般的には、この一時占用こそ、騒音・交通渋滞等を引き起こす内容のものが多く、本来は、この一時占用について意見聴取すべきであり、かつ、許可の判断基準とすべきではないか。

さらに、一時占用は、例えばイベント等の企画・準備から実施までの期間が短いので、意見聴取を行う期間がなく、また、聴取期間も準備が進められていることから、意見聴取によって不許可とすることが困難となる。従って、申請者としての選択肢として事前同意制を検討すべきである。

ただし、意見聴取を許可の判断基準に加えるものであれば、申請者は事前に様々な準備が可能になってくるので、事前同意制の選択肢は必要ないものとなる。

○国及び都道府県の事業に係るものについては、意見聴取の対象外としてほしい。

（理由）：市町村への意見聴取手続について、国及び都道府県の事業に係るもの（附帯工事に伴う民間の占用変更を含む。）については対象外としてほしい。（今の時代、地元市町村に話もせず事業を進めるような国及び都道府県の機関はないのではないか。）

また、占用面積の減変更に係るものについても対象外としてほしい。

●法第24条の占用許可をするにあたり、行うこととされている意見聴取手続を廃止、若しくは省略等（工作物の設置が主目的ではない面的な占用の場合のみに限定、更新許可に係る分については省略等）。また、新規許可についても意見聴取が必要な対象物件を限定列記してはどうか。

（理由）：2週間という短期間で市町村から意見が出てきた例が少なく、市町村からもどういった立場で回答したらいいのか分からないという質問をよく受ける。よって、現行の意見聴取制度は、ほとんどその意味をなしておらず、申請者への占用許可が遅くなるというデメリットの部分が大きいと思われる。意見聴取制度の目的に照らすと、住民が意見を述べたいと考えているのは、主として公園、運動場、採草放牧地、グライダー練習場、ラジコン飛行機滑空場等の高水敷における面的占用について主だと考えられるため、現行意見聴取制度を廃止、若しくは工作物の設置を伴わない面的な占用のみに限定した制度に変更すべきと考える。

●市町村等の意見聴取について、「例外規定を設ける」ように見直す。

（理由）：現行準則では、「事の大小」や「公益性」に関わらず、基本的には一律に意見聴取対象となっており、事務所からは「実務上制度の趣旨に疑問」という声も散見される。例えば、国又は県が事業主体（占用主体）となる都市計画道路橋梁については、都市計画決定という法手続きや、実際問題としての地元協議を踏まえて事業化されるものであり、この河川法申請に際し改めて市町村に意見聴取する実益を何処に見出せばいいのか疑問である。すなわち、準則の規定自体は有用だとしても、一律に意見聴取対象とするのではなく、「例外規定を設ける」べきと考える。

●市町村意見聴取の例外規定の設定について、今回の本省案の見直しとして、都市計画案件、継続案件を例外規定として検討されているが、意見聴取は必要であるとする。

（理由）：関係市町村の意見を聞く機会は、リアルタイムな情報を吸収する上でも、また地元説明会をする上においても、必要であると思われる。

## 《都道府県》

### ●軽微な変更等に係る事案の意見聴取の省略について

(理由)：その内容が軽微なものであり、かつ、準則第8に規定する要件を具備し、河川管理上当初許可に対して新たな影響を生じないもの。また、既設占用許可事案で関係市町村等への意見照会がそぐわない者に対する許可に限り、当該準則の例外規定として事務の軽減を図ることから関係市町村等に対する意見聴取を要しないことができないか。

#### ①軽微な変更

工作物を伴わない変更の申請で、占用区域が当初許可の範囲内であり、占用面積の変更が生じないか減となる場合。

#### ②意見聴取がそぐわない事案

河川区域調査等において、錯誤により新たに既設工作物等が河川区域内であることが分かったことにより、「公共用財産の無断占使用等に対する措置について」(昭和42年3月4日建設省会発153号)に基づき、占使用許可を適当と認められるものとして整理を行う場合。

### ●占用状況に変更がない更新に係るものについては、市町村の意見聴取を必要としないこととする。また、架空電線のような軽微なものについても同様とする。

(理由)：個別テーマでもあるが、占用状況に変化がない場合は、事務合理化からも意見聴取を省略したい。(軽微な占用についても同様)

### ●事務の簡素化の観点から、全ての案件についての意見聴取は不要と思われる。意見聴取の範囲を限定し、明確となるよう基準化してほしい。

### ●単独継続の場合は、市町村への意見聴取は不要としてほしい。

(理由)：継続して占用許可を与えるものについては、特に問題もなく期間が満了しているものがほとんどであり、第14により改めて市町村の意見を聴くことは、県及び市町村の大きな事務負担となっている。

## (2) 占用申請手続きの簡素化に関すること

### 《地方整備局等》

### ●同一の占用主体(東北電力(株)、NTT(株)等)であれば、異なる占用施設をまとめて一括申請を可能とする。

○占用形態に変更のない単純更新は、省令の様式に基づかない申請・許可の手続とする。(メール等の電子媒体を認める等)

### ●変更のない継続申請については、添付図書を全て省略して、簡易な方法による申請を認めてよい。電子メールによる申請については、オンライン申請システムを利用すべき。ハガキでの継続申請を認める場合は、一連の作業をシステムで対応できるように構築してほしい。発行するハガキに、当該ハガキでの申請もオンライン申請も可能である旨を記載しておけばよい。

システム化する場合、おおまかに以下のような手順になると思われるが、検討課題を整理して進める必要があると思う。

※当該年度の継続占用申請一覧の表示(システム)→事業担当課との調整→ハガキ発行(シ

ステム) →ハガキ返送→現地確認(出張所) →出張所長副申(返送ハガキ・現地確認一覧添付) →事務所決済→意見聴取・許可書・都県通知発行(システム)

- また、添付図書が省略されることについて、占用料を徴収する都県の実情を把握しておく必要がある。意見聴取についても、添付図書を省略して意見を聴かれた場合、市町村は対応できるのか取扱いを整理する必要がある。

なお、ハガキ等の簡易な方法による継続申請を認めた場合、河川法第24条の許可は、許可期間が満了した時点で失効するものであり、当該継続申請は新規の許可申請であること、許可に継続性はなく、従前と同じ内容の許可を当然に受けられるものではないことについて、占有者の認識が薄れるのではないかという意見もある。当該許可について、占有者が正しく理解するよう措置が必要である。

- 巡視、定期検査等で適正なものは、ハガキによる申請を認める。

- 第14の表現がどうなるかが不明である。

申請主義を原則とすれば、ハガキ等の送付を許可者が行うこととなる(と考える)が、許可者側の事務簡素化と比較して効率化が図られれば有効であると考えられる。しかし、そのみで、許可処分(審査・決済)が可能か疑問である。

また、許可書の発行は現行書式どおりとするのか否か、電子申請の進捗状況を勘案する必要があるか等、単に申請者緩和措置のみで判断すべきではないと考える。

- 公共用財産の性格として、原則的に河川敷地の利用は公共的な主体であり、かつ、非営利の公共利用に限定すべきものについて、準則で事業者(営利企業等)や個人にも占有を認めている。こうした占有については、逆に厳しい要件とすべきではないか。

- 継続申請の要件緩和について、手続を簡素化するのは賛成。ただし、簡素なものとはどの程度のものを指すのか疑問がある。

(理由): どんなに簡素な占有物でも占有開始から期間が長くなるとどうしても状況変化が生じてくるものであり、変更申請が必要になることが多々ある。ハガキや電子メールでの更新では変更が生じていてもお互いに気が付かなかったり、必要な書類(特に図面)の修正が行われないうままになる可能性がある。

審査方法等の基本的な面からの見直しも必要である。実質的更新申請を認める場合でも、更新時には占有者から継続占有する理由を求める必要がある。また、特に個人占有(更新のみ)の場合は何年かに一度の占有更新時に自分は河川占有をしているという意識を再認識させるためにも簡素化し過ぎるのは反対である。

- 占有申請手続の要件緩和については、不要である。

(理由): ①現在行われている更新手続では、図面、現況写真等添付図書により、占有目的、形態に変更がないこと及び許可条件を適正に履行していること、更には、構造令等法令に適合しているか、老朽化等による是正の必要性の検証等、占有状況のチェック機能を十分果たしている。

②現状以上の簡素化を行った場合、こうした一連の審査を形骸化させるとともに、長い目で見れば、「図面を読む」、「現場に行く」といった機会が確実に減少することで、担当者の技術力低下を招き、河川管理上極めて問題が大きい。

③簡素化により、許可受者として果たすべき責任の認識を低下させ、良好な河川管理が行えなくなる。

④許可期間については、一定期間毎にチェック機能を果たすという意味でも、現状の最大10年間で妥当であると考えている。

⑤当局においては、既に法第24条の許可申請について簡素化を行っており、現状において特段の支障は生じていない。

- 継続案件の手續緩和自体は推進すべきと考えられるが、同時に「手續に伴う手数料徴収制度」を検討していく必要がある。実態として、占用手續に当たって諸々の事務的経費（申請者との連絡等の通信費等）がかかっているところであるが、申請手續きについては、本来全て申請者の金銭負担により行われるべきものである。  
ハガキ等による手續緩和は良いとしても、仮に更新案内や申請用ハガキを行政側から発送するような場合にあっては、郵送料を含む事務的経費を手数料として申請者に負担させるような制度を考える必要がある。
- ＜継続申請（期間更新）における要件緩和＞  
改善等の問題点もない単純な期間更新は、手續を電子メールやハガキによる方法が事務処理の迅速化・簡素化の観点からも望ましい。
- 更新申請時の必要最小限の提出書類について、十分に検討しておく必要がある。占用物件によっても提出書類区分けは必要である。耕作地の更新時には提出書類として、丈量図、平面図、写真、住民票は必要であると考えられる。
- 手續きの簡素化を図るという意味で占用状況に変化が見られない更新手續きについては、自治体、電力会社、通信事業者等は同時期に多数の物件が更新となるため、許可書に一覧表を添付する形で処理できないか。
- ＜第14第1項（審査）＞  
継続的占用のための許可申請に対しても、改めて審査することを定めているが、その占用目的等が当初申請内容と同じであり、かつ、継続占用しても河川管理上何ら支障ないと判断される場合は、添付資料を極力省いた許可申請とし、事務簡素化を図ることが望ましい。  
（河川法第24条及び第26条に規定する許可の申請方法を定めた省令との整合性を図り、許可申請書の1枚だけでも可とする。）

#### ＜都道府県＞

- 地方公共団体等が占用許可の期間満了後に引き続き同目的とする占用で、占用状況、河川の状態及び周辺の土地利用の状況等に変化が見られないときには、届出のみで占用を更新できることとしても支障ないものとする。
- 郵送による申請や電子申請は問題ないとするが、ハガキや電子メールとなると申請人の真正の担保や資料保全等について、手續の確実性に欠けるのではないか。そこまで緩和する必要があるのか。
- 更新申請手續の簡素化を進める一方で、河川管理者として更新の可否（従前の占用状況に変化がないか、占用物件に老朽化等はないか、現基準に適合させる指導をするか等）を判断できる書類は徴収する必要がある。例えば、占用物件の現状等を占用者に自主点検させ、その結果を記した書類や写真程度は申請書に添付させ、河川管理者も負担なく確認できるような仕組みを担保してほしい。
- 占用状況に変化が無ければ、準則第14に規定する、改めて審査を行う必要はないと思われる。「河川占用期間更新申請書」の様式を定め、占用状況に変化のない場合は、これにより占用の継続を許可していくよう緩和してほしい。

- 占用手続の期間更新のみの場合は、申請書及び許可権者側の負担を軽減するため、ハガキ、メールによる申請も認めるべき。
- 占用状況の変化が見られないような継続案件については、事務の簡素化の観点からハガキ・電子メール等による手続要件の緩和はどうか。
- 往復はがきを利用した更新申請等、簡易な更新申請手続きについて検討してほしい。
- 占用の状況に変化がない場合は、手続の簡素化を進めても大きな支障はないと思われる。本府においても、電子申請の可能性について検討に着手したところ。
- 占用継続件数が、年々増加している状況にあるため、事務負担の軽減を図る観点から、継続手続は簡易なもので処理を可能とするなど、手続の簡素化について検討してほしい。
- 占用の更新手続について、占用状況に変化がみられないものについては、占用者の更新の意思を確認する意味でハガキで対応するのがいい。また、更新許可書の代わりに占用物件に貼るステッカー等で対応できるようにしてほしい。（例えば、自動車のように）一方で、占用物件の管理上、地域状況の変更把握等のため、写真は必ず添付する必要があると考える。（ただし、事務量が膨大に膨れ上がることが予想される。）
- 期間の単純更新に係るものについては、可能な限り手続を簡素化すべきと考えるが、申請内容が十分確認できるものである必要がある。（虚偽の内容がないか等）
- 基本的に賛成だが、占用期間が長期にわたることから、占用物件の状況について更新時に把握するための工夫が必要と考える。
- 現在、平常の監視時において、変化が見られない場所については、郵便による受付も行なっている。
- 地方公共団体、公益事業者が占用主体である施設については、自動更新の考え方を取り入れてもいいのではないか。
- 更新申請を往復ハガキで行えるようにしてほしい。（ハガキで行う場合の申請書記載事項をそれに対応可能なようにしてほしい。）
- 占用状況に変化がない場合は、できるだけ簡易な方法（ハガキ等）での申請を認めてほしい。

《政令市》

- 準則第7第1項のうち、第1号～第4号までは公共施設又はライフライン等の公共性の高い占用施設と考えられる。これら施設の占用期間は準則第12において10年以内とされているところであるが、期限の到来時に河川管理者が占用施設の状況や現状の河川に影響がない

と判断した場合は、新たな視点で更新の審査を行うことなく、継続の確認等の意思表示を処理するやりとりでよいかと思う。方法としては、省令で規定している申請書の表紙や乙の書類に位置図等で可能かと思う。また、IT化の現在、本省が1つの案としている電子メールによる処分も検討の余地があるのではないかと。ただし、第5号及び第6号については、個人・民間・事業者の占用申請と解されるので、経年的な河川管理者としての確認・見直しを必要とされることから、占用期間は5年以内と考えられる。

- 占用施設の状況が、当初の協議時の内容に合っていて、かつ、適正な管理がなされているものについては、ハガキ、電子メール等での更新を実施しても差し支えないと思われる。
- 現行のままでよい。
- 占用許可を受けた施設に関して河川の状況、占用の目的及び態様等に変化が見られない場合においては、審査事務の簡素化及び効率化から簡易な更新申請を認めても良いのではないかと考える。
- 占用状態に変化が無く、占用者の主体性に委ねる申請方式であれば、添付書類の省略又はハガキ等による更新申請に係る事務処理も可能であると考えられる。
- 継続占用の許可の期間が満了した後は、適正な河川管理を推進される場合は自動更新とする。
- 定型の申請書に拠らなくても、継続申請ができるようにする。例えば、電子メール、FAX及び郵便等。

### (3) 一時占用等に関すること

#### 《地方整備局等》

- 「季節的な行事」を「河川を活用した地域の行事」に変更する。  
(理由)：実際に行なわれている風物詩的な行事、地域づくり・親水に沿った利用に限って認める表現としたい。
- 準則第15「一時占用」に「一時使用」を追加。  
(理由)：一時占用とは、基本的に河川法第24条（及び第26条）の許可であると思われる。一時占用（河川占用）であれば、1日であっても河川法第32条の占用料をとる可能性がある（個々の案件により判断することになるが）。よって、一時占用でなく、自由使用としての位置付けに近い「一時使用」も追加してほしい。
  - ※一時占用案・短期間であって、河川敷地利用が排他・独占的な要素が強いものは、第24条の許可とする。（橋梁の塗装工事、ボーリング調査等）
  - ※一時使用案・短期間であって、河川敷地利用が排他・独占的な要素が希薄なものは、自由使用的な届出とする。届出者以外でも多数の人が河川敷地を利用できるようなもの。（マラソン大会、花火大会、河川イベント等）



- マラソン大会や撮影等の使用について、当整備局では「一時使用」として処理しているのが実態であるが、これを整理し、一時占用許可として出張所長専決で処分したい。  
 (理由)：マラソン大会や撮影等の使用については、当整備局では「一時使用」と位置付け、出張所において許可若しくは届出の受理という形で処理している。  
 「一時使用」の処理を行うことにより、使用場所や使用期間についての利用者間調整、利用の際の注意喚起、利用状況の把握（周囲の苦情等への対応）が可能であると考えており、事務所では「一時使用」の取扱いを必要とする意見を持っている。  
 しかし、「一時使用」の位置付けは、利用調整の必要な自由使用に対する行政指導であるため、当該取扱いを必要とする意見を踏まえて、今後は、法的に整理する必要があると考えている。使用形態を整理した上で、許可使用とし、出張所処分の一時占用許可で処理したい。
  
- 「一時的占用」に目安となる期間を明示する。  
 ・「よらないことができる」の前段に歯止め表現を入れる。  
 (理由)：一時占用の許可項目であるので、「一時」の期間を明示した方がいい。現行では、「準則によらないことができる」とあり、許可判断がフリーハンドになってしまい、解説に頼らざるを得ない。期間・占用主体を（民間主体等の可否も含めて）明らかにする必要がある（施設・目的の例示は上がっているが）。ただし、現行のままでも解説の修文により対応しても差し支えないと考える。
  
- 自由使用と占用許可の判断基準の考え方を例示して明示（解説等）する。  
 一時占用の範囲の明確化。  
 (理由)：自由使用と許可使用との区別は、その利用形態・規模等によって判断すべきであるが、どのような使用も少なからず排他独占性がある中では、その判断は困難であり、統一した判断基準が必要である。また、各県の占用料の徴収が1ヶ月単位で、面的な利用を行う場合に占用料が高額となることも原因して、判断が困難となっている。
  
- 一時使用に係る届出の必要性について、現在、相手方に提出させる法的根拠がないので、この機会に検討して、統一した処理方法を定めてほしい。（届出は必要と考える。）
  
- 第15によると、「一時的な占用の許可については、この準則によらないことができる」となっているが、この条項をそのまま解釈すると、「一時的な占用ならば、どんな物でも、誰でも許可できる」と解釈できなくもない。よって、占用物、占用期間、占用主体がどのようなケースなら許可できるのか、ガイドライン的なものを定めた上で、本解説に記述してほしい。担当者により判断基準が異なるようでは困る。（詳細には無理でも、基本的なことは決めておいてほしい。）  
 (理由)：具体的なケースとして、ドラマ、映画、CM等の撮影でセット等を数日間～数週間河川内に置くような場合、本条項に基づき許可できるのか不明なため。  
 これらのケースは「公共上やむを得ない」というものではなく、河川に関するものでもないため、そもそも許可の対象となるのか非常に難しく、出張所としては対応に苦慮している。
  
- 時間単位・日間単位の占用について簡易手続を規定する。  
 (理由)：数時間単位の利用であっても、本質的に“占用許可”に該当する利用形態の場合の事務処理については、現状法制下では簡易な事務処理が規定されておらず、原則的には河川法第24条の申請によることとなるが、現実のこととして、中国地整の各事務所にあっては、従前から“一時使用届”の類で簡便な事務処理が行なわれている。  
 この事務処理の法的裏付けについては、確かに弱い面があるし、実際の運用に際しても各事務所間でバラツキがあったり、自由使用と許可使用の区切りに曖昧さがある等の問題もあるが、これをもって簡略処理を否定して、例え、数時間の単位の利用であっても現行制度下の第24条申請手続きによるとするのは、申請者側及び許可権者側

の双方とも事務的に煩雑であり、逆に簡略処理を肯定する制度を確立してもらいたい。具体的には、自由使用と許可使用（一時占用）の線引を明確にした上で、

- ・ 本来的には、自由使用であっても、河川管理者として知り得ておく必要のあるものの届出制度の確立
- ・ 本来的には許可使用（一時占用）であっても、第24条の申請の簡略規定の確立  
イメージとしては、法第53条の2関連の省令第28条の2「渇水時における水利使用の特例の承認の申請」

なお、届出から第24条に基づく一時占用許可に移行した場合、占用料の問題が発生する。県の条例では、時間単位・日間単位の占用についても月単位に切り上げて徴収することとなっている。占用料徴収は県の問題ではあるが、申請者側から見た場合、移行したことによって不当に高い占用料が課せられると、河川利用に当たって制度改悪がされたととられかねない懸念があり、占用料についても併せて検討してほしい。

● 「一時使用」を新しい範疇として認めてほしい。

（理由）：一時占用を許可した場合、河川法第32条第4項の通知が必要になるが、事務所によっては許可内容により通知していないなど、統一がとれていないのが現状である。例えば、許可期間が1日のものや、学校が主催するマラソン大会など、占用料徴収になじまないものがあり、新しい範疇として河川法の適用を受けず、一時的に排他的利用ができる形態が必要と思われる。

なお、一時占用と一時使用の適用基準は、期間・主体などを明確にしてほしい。

例) 一時占用……1ヶ月以上

一時使用……1ヶ月未満 公的機関による使用

#### （4） 占用許可期間に関すること

##### 《地方整備局等》

● 道路、水道等の公共施設については占用期間の延長は必要ないものとする。

（理由）：更新手続をハガキ等により簡略化すれば、あえて期間延長する必要性はないと思われる。

● 占用許可期間の拡大については、継続占用の手続を簡素化することにより、現状の許可期間で十分だと考える。（拡大するにしても大幅な拡大は必要ない。）

○ 占用期間の10年以内（若しくは5年以内）の延長は望まない。

（理由）：時間経過により許可当時と状況変化が出てくる。

● < 占用許可期間の拡大 >

道路、鉄道橋梁、水道、下水道、電線、電柱、放送用ケーブル等の公共施設等は20年、その他の民間施設については10年、牧草地、耕作地については5年の枠組み程度でいいのではないかと。

● 占用の許可期間は、第7第1項第2号に規定する占用施設に係る占用にあつては、30年以内とする。

（理由）：現在、占用許可期間は長くても10年であるが、橋梁、道路等公共の用に供される施設は建設後数十年にわたり使用されるものであり、許可期間更新も河川管理上相当の

理由がなければ不許可処分できないものと考えられることから、その占用期間を国有財産法第21条第1項第2号に定める貸付期間である30年程度まで延ばして、事務簡素化を図ることが望ましい。

#### 《都道府県》

- 地方自治体（都道府県及び市町村）が設置し、維持管理している永久工作物（防災ダム、橋梁、堤防兼用道路等）については、占用許可期間を30年とする。

（理由）：地方自治体が設置する橋梁等の永久工作物については、

- ・ 設置目的が失われぬ限り、半永久的な占用が当初から予定されているため、国の技術基準に準じて設計施工され、許可の際、河川管理者と十分な協議が行われている。
- ・ 設置者が都道府県や市町村であれば、維持管理も適正に行われることから、設置後の河川管理上の支障はほとんどない。
- ・ 仮に、占用期間を延長することにより、許可後に予期せぬ事態が発生し、当該工作物の改築又は撤去の必要がある場合でも、河川法第75条に基づく監督処分が可能である。

従って、10年以内の許可期限毎に形式的な更新の審査を行う必要はなく、事務の簡素化の観点からも適切ではないと判断する。

占用許可期間については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）によれば、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の橋は耐用年数は60年となっているが、60年の占用期間はあまりにも長期となるため、耐用年数の約半分の30年が適当と考える。

- 準則第7第1項第1号イ及びロ等は、国有財産法第21条第1項第2号の規定に準じて、占用期間を30年以内に長期化する。

（理由）：公園等の占用主体は、通常、地元市町村であり、公園整備により河川敷地の一般の利用が促進され、該当区域の日常管理は、当該市町村により永続的になされているのが実態である。また、国有財産法第21条第1項第2号に「土地及び土地の定着物を貸し付ける場合は、30年」とされており、これを準用することは可能と考える。

## 4 包括占用許可制度に関すること

《地方整備局等》

●第17に規定する要件を除く。

○当該制度のメリットや手続方法を市町村に示すなどの工夫が必要ではないか。

●北陸管内では昨年度1件あったが、これも当方から包括占用の紹介をしたことによりこの制度を使うことになったが、この制度自体があまり市町村に知られていないのではないか。また、市町村では占用の目的、事業化が明確になった段階で占用申請を行っており、包括占用制度にあるマスタープラン等のみでは占用申請に消極的である。包括占用しても整備が遅れば、占用範囲内の維持管理（草刈り等）を行わなければならない、メリットはないとしている。従って、これらをクリアできる内容での要件緩和を検討する必要があると考える。

●包括占用制度の活用が進まない要因の1つが、制度を利用することによって発生する契約事務等の負担を負う以上のメリットがないことである。要件緩和として、

- ・第17の規定を廃止し、例えば、鶯飼等の観光区域としての包括占用や河川環境の保護のための高水敷や水面の利用規制のための包括占用も認めてはどうか。
- ・二線堤は、氾濫区域の拡大を防ぐという位置付けで現況断面の保全を主体に管理している。市町村道として兼用されている場合には、道路管理者と二線堤の基本的管理方法について覚書を締結することによって、包括占用に準じて取り扱うように措置してはどうか。
- ・市町村の責任において、準則に規定する占用主体及び占用施設以外の占用を認める。
- ・包括占用区域における当該自治体が行う整備について、一定の条件の基に河川管理者の許可を不要とする特区的な内容を盛り込む。

○現状では、各市町村は、包括占用許可制度について十分に理解していない。また、手続や計画も不明確であるため具体例・計画等を示すことが必要ではないか。

○多くの場合、河川が市町村の行政界になっていると思われるが、河川改修による捷水路工事等で川を越えて市町村の行政界が残っている地区も多々あるため、第16第2項中の「市町村区域に存する河川敷地のうち」とある箇所「(予め地方自治法等の手続により市町村の区域を越えて事業を行うことができる場合は、この限りにあらず。)」等の記述を加えてほしい。

●包括占用許可制度は、前回の準則改正に伴い、「自治体が河川の利用を主体的に行える」メリットをもって誕生したが、淀川水系流域委員会の提言を受けて、河川管理者として「川でなければならぬ利用、川に活かされた利用」を尊重していく立場のもとでは、自治体が許可後に利用目的を決定する本制度は如何なものか。要件緩和の話ではない。

○適用事例が少ないことについては、包括占用許可を受ける市町村及び使用契約を行う施設管理者に対し、この制度の主旨・内容がうまく周知されていないことも原因の1つであると思われる。施設設置者には誰が（一般の占用主体？）なり得るのか、どのような内容まで使用が許されるのか等、許可権者側にも理解できない部分が多いため、要件緩和を行うより先に、具体的事例を示した当該制度のメリットを再度周知する方法を検討する必要がある。

○木津川上流管内では、包括占用させる場所はないが、一般論として、一部分だけ（一地域のみ）市町村に権限を与えるのではなく、市町村に全部（全域）与えたほうがバランス的にもいいのではないか。

- 斐伊川水系において実例があるが、他の市町村に同様のニーズがあるとは聞いていない。この背景として考えられることとして、市町村としては、占用許可を得る代わりに、その部分の維持管理義務や責任を負うこととなり、「河川敷地内に空間を先行確保すること」と「その反対給付としての維持管理義務と責任を負う」ことの比較衡量の面がある。これは、現行の包括占用主体である市町村に、県や第3セクターを加えても同じであると思われる。この比較衡量からすると、申請者側が積極的に「包括占用する方向に向く」ことは考え難く、手続上の要件緩和のみでは、今後とも適用事例が増えることはないのではないか。一案として、この制度に関する占用者としてのメリットが形として見えると状況が変化する可能性があると思われ、例えば、包括占用した場合には、その部分の維持管理が負担とならないような制度も検討する必要があるのではないか。
- 河川管理者の立場としては、具体的な占用目的が分からなければ、治水上・環境保全上等に支障があるかどうかの判断をするのが難しいと思われる。詳細な計画はないにしても、公園やグラウンド等に使用するといった目的は特定する必要があるのではないか。また、判断基準についても、具体化したものがあれば判断し易いと考ええる。(例えば、公園やグラウンドであれば、現況流下能力が十分であればOK、若しくは高水敷が H.W.L 以上であればOKといった内容のもの。)
- 適用事例が少ないのであれば、間口を広げるための緩和措置については賛成である。

#### 《都道府県》

- 包括占用許可制度は、市町村が占用目的を具体的に特定する必要なく河川法第24条許可をする点に特徴があるが、通例、市町村は当該土地の利用方法が具体的になった段階で占用許可の申請をすることから、ニーズがないのが現状である。
- 当県において包括占用許可は平成13年度に1件行った限り。その後、具体的な要望・申請はない。
- 包括占用の許可対象を「市町村」に限定しないで、「自治会等」にまで範囲を拡大してはどうか。住民のまちづくりに対する意識の高揚が期待できるほか、施設の利用についても不公平感のない適切な利用が可能になるとと思われる。
- 現在、包括占用区域内における施設設置者は、第6に規定する者であって、施設は、第7第1項に規定している施設に限られており、直接、河川管理者に占用許可を受ければ同様の行為が行なえることから施設設置者を設定するメリットがない。そこで、施設利用者については、包括占用許可を受けた市区町村が、その占用目的に合致するものと判断し、かつ、河川管理上支障がないと河川管理者が判断した場合は、第6に規定する者、第7に規定する施設以外についても認められるよう緩和してほしい。
- 包括占用区域内における工作物の設置等の許可（第20）において、土地の掘削、切土、盛土の規制について、ある程度明確にしてほしい。
- 平成14年5月に2級河川青野川において、町と県で管理協定を締結し包括占用を認めている。現状では、包括占用許可制度の要件緩和について、特に要望はない。

- 包括占用許可制度で許可された区域内への工作物設置許可を河川管理者が行なっている現状では、包括占用のメリットがないのでは。市町村が独自の判断で包括占用区域内への工作物設置許可を行なえるように要件を緩和してはどうか。
- 河川公園には、市町村が占用主体となっているものの他、都道府県が占用主体となって整備されている箇所が多く見られる（一級河川淀川水系鴨川の河川公園等）。  
 占用主体として都道府県を追加することにより、包括占用の制度が適用可能となる範囲が拡大し、より住民のニーズに適切に対応した公園整備が図れ、河川利用者が増加するものと思料される。
- ＜第16第1項及び第2項、第18、第20第1項＞  
 「包括占用の特例」に係る規定において、占用主体に係る記載のうち「市町村」を「地方公共団体」に改める。  
 （理由）：都道府県が、公園管理者として河川占用の主体となっている事例があり、包括占用の適用可能な範囲を拡大し、河川利用者の増加を図るため、占用主体として都道府県を追加するもの。
- 包括占用の事例がなく、府内市町村から協議要望もない。
- 準則第16の規定により、許可後に河川敷地の具体的利用方法が決定できるという利点はあるものの、区域内で工作物の設置、土地の掘削等を行う場合は、法第26条第1項、第27条第1項の許可申請を行わなければならない、結果的に手間となっているため、一度の許可申請で利用できるようにしてほしい。
- 包括占用における「管理上支障が生ずるおそれが少ない」とは、どのような状態か、明示してほしい。  
 （理由）：行政手続法では、審査基準は「できる限り具体的なものとしなければならない。」と定められており、また、客観的指標にもなりえないし、他の許可と矛盾が生じないようにする必要があるのであるため。
- 包括占用における許可工作物について、どのようなものが対象となるのか基準を明確にしてほしい。
- 市町村からの要望がないので不明。
- 現行のままでよい。
- 本県において、適用事例はない。市町村の認識が薄いこともあると思われるが、要望等はない。
- 利用可能とする高水敷地等は、ほとんど公園、運動場等として占用されており、包括占用許可の想定される箇所はない。

《政令市》

- 治水上、環境保全上等の問題がない区域であれば、都市計画決定によらないで市町村へ包括占有裁量権を与えるものとし、市町村が「まちづくり」の観点から、許可の範囲内で民間事業者やNPO等の法人に許可を与えるよう要件の緩和を行なえないか。
  
- 現行のままでよい。
  
- 本市においては、包括占有許可制度を得て都市計画やまちづくり等の促進を行うような具体的な計画はないので、今のところ、要件の緩和等に関して特に意見等はない。
  
- 包括占有の許可を市町村のみではなくNPO団体等に許可し、自主運営、管理で河川敷を使用させることができるよう検討してほしい。

## 5 その他要望事項

### 《地方整備局等》

- 準則第 1 1 「土地利用状況、景観及び環境との調整についての基準」の景観及び環境の具体的な基準を設ける。

(理由)：不許可事項の明文化により、必要最小限の許可条件を具体的に設定することとしたい。

- 許可標示板設置の明確化

(理由)：占有標示板は、河川管理上必要である。よって、許可標示板の設置を明文化し、併せてできるだけ簡便な標示方式（様式・サイズ等）を検討する。

- 地位の承継に関する内容を明確化（個人の占有に対する規制）

(理由)：例えば、畑について、現状の占有者の一代限りをもって占有を解消する条件を付している場合があり、準則上で明確化する。占有者に（占有地が）洪水が流れる河川敷であることを十分に認識させ、洪水時に作物等の被害があっても占有者の受認の範囲であることを明文化したい。

- 改正前の準則第 8（占有の方法の基準）を復活させてほしい。

(理由)：目安としての数値を示してほしい。

- <第 8 >

平成 6 年以前の準則に定められていた「占有の方法の基準」の「敷地の位置」についての規定の復活。

(理由)：堤防法尻からの保安距離等は、河川管理者が個別に判断するものとしているが、実態上、旧基準の保安距離を参考としているため、今回、基準値の参考値として示すこととしたい。

- <第 8 第 2 項第 5 号>……解説の改正

「河川敷地占有許可準則ハンドブック」（P 2 1）に「⑥洪水時の流出などにより河川を損傷させないこと。」として準則第 8 の解説があるが、以下のように改正する。

※ 工作物は、原則として可搬式又は転倒式の構造とすべきである。なお、可搬式便所を設置する場合、地上部を可搬式とし、地下部の浄化槽が流出しない構造も設置可能とする。ただし、その場合は、建物の河積阻害率が 1 % を越える場合には、洪水時の撤去を義務付けるものとする。

また、固定式とする場合には、流出するおそれのない構造のものとする必要があり、堤防裏法に盛土をして設けること、洪水時に地上部分を撤去して地下部分が流出しないものとする等々の措置を講じる必要がある。なお、堤外地への固定式便所の設置は、河川整備計画等で洪水時に死水域であり、治水上の支障がない判断のもと許可することができる。

(理由)：従来、河川区域の便所は、臭い、汚い、暗い、怖いと言われる 4 K の課題があり、特に女性、子供の利用は、二の足を踏む状況にあった。その原因は、治水上の観点から便所の構造形式が限られたことが要因として考えられる。

近年、河川環境に対する要望の高まりや治水上の基準（橋脚 1 基当たり阻害率）との比較、さらには、便所構造の高規格化を考慮し、許可基準の見直しを図る。

- 既存不適格施設については、現時点で存するもののみ占有許可できる根拠を設けることについては、申請者に対する説明が容易になるため賛成である。



○今後、今以上に河川区域内に施設が増えると想定されるので、出水時の対応については、特に厳密に決めておくべきと思われる。河川管理者等の出水時の水防活動を確立した上で、各占用施設の出水時の撤去計画（搬出できるものについて）を申請時若しくは許可書上で明示する必要がある。

●淀川水系河川整備計画に基づき占用の対応を行う必要があり、全国一律の準則では対応できない。（水系単位での個別対応が必要となってくる。）

（理由）：河川法に環境が加わったことにより、どこまで環境に対する配慮を行うかによって、各水系の整備計画が違ってくるため。

○いわゆる面的占用については、占用期間及び条件付与について規制強化すべきと考える。

例）占用期間 1 年で失効条項付きとするなど。

（理由）：現行準則においては、法第 26 条に絡む施設の占用と、第 24 条が主となるいわゆる面的占用が同様に扱われているが、河川環境の保全という主旨に沿ったものとして改正すべき。

また、自治体占用公園の中には、一部利用者のみが利用しているものや、適正な維持管理がなされていないもの等が存在している。

○公園、運動場の新規・変更・更新の申請があった場合、治水上等河川管理上支障がなく、目的、必要が示されれば許可しているが、もっと踏み込んで、その施設の効果（利用頻度の見込み、将来への継続性等）や地域のニーズ（民意をどれだけ反映しているか等）をバックデータ等により示すことを許可要件とできないか。

（理由）：①それほど利用頻度が見込めそうにないが、自治体からの要望なので、治水上等の河川管理上の支障がなければ占用を認めている。

②占用手続は継続しているものの、あまり利用がない、あるいは洪水により流されて全く実体のない（当初からある程度想定できるが、それも自治体は承知の上）公園、運動場がよくある。

○環境上の許可基準の明確化

（理由）：現在、近畿管内各河川では、河川整備計画策定に向け学識経験者等からなる委員会が開催されている。その中で、河川敷地の利用については、河川環境の保全・回復の観点から、現状以上の公園等の施設整備を進めるべきではない、あるいは現状の公園等縮小し堤内地側に移設すべき、旨の意見も多く聴かれるようになり、河川敷地利用に対する社会的要請も変化しつつあるのが実態である。こうした状況の下、河川管理施設等構造令や許可工作物設置基準等治水及び利水上の審査基準と比べて環境上の審査基準が整備されていないことから、今後、河川環境への関心が一層高まる中、その取扱いに苦慮することが想定される。

○ダム湖面における許可基準の取扱いが明確になるものを作ってほしい。

（理由）：通常、河川とダム湖面は利用形態も違い、一概に同じ準則を適用していくことが現実にはそぐわないものと考えられる。湖面利用を積極的に行うのであれば、ダム湖許可準則を整備してほしい。

●占用者に対する損害賠償責任の明確化と迅速な処理のできるシステムと権力の保持。

（理由）：①不法駐車及び不法係留の増大と長期間にわたる事務手続きの矛盾。

②自由使用の拡大と河川環境の維持という矛盾。

③占用可能範囲を大幅に拡大するのであれば、それに見合う対処法を考えるべき。

《都道府県》

- 旧河川敷の中には、何らかの理由で廃川処理が未了となり、河川施設に全く影響を与えない箇所が存在する。このような旧河川敷については、公共性がなくとも周辺住民が希望すれば占有主体となり得る内容にしてほしい。(準則第6及び第7により、住民、事業者等が占有主体となる場合の占有施設が限定されているため。)

(理由)：個人に占有させる場合が限定されていることから、旧河川敷のような土地が遊んでいるケースが多く見られ、有効活用を図るべきであると考えられるため。

- 占有許可に伴う流水占有料等の徴収事務について、早急に政令市へ委譲すべきである。

(理由)：政令指定都市への権限委譲の懸案となっているため。

○＜第11＞

土地利用状況、景観及び環境との調整についての基準について

(理由)：具体的な基準を定めてほしい。

- 湖沼については、河川から分離した「湖沼占有許可準則」等を制定してほしい。

(理由)：湖沼については、一般の河川に比して、治水上及び環境上、固有の特質を有すると考えられるため。

- 法定の諮問機関(例：河川占有審査会)を設置し、特例許可ができるよう検討してほしい。

(理由)：現行のポジティブリスト方式では認められない施設であっても、個別具体の事案において、治水上・環境保全上の影響を検討し、河川管理上の支障が生じるおそれの少ないと判断された事案については、諮問機関の議を経る等の透明性プロセスを経て、特例許可されることによって、より地域の要望に応じた河川敷の自由な利用が可能となると考えられるため。

- 準則の要件等を緩和する場合には、河川占有供託金制度等を設けるなど、治水上・環境保全上のリスクを経済的に担保するような制度を検討してほしい。

(理由)：準則の要件等を緩和する場合には、民間主体による占有や治水上・環境保全上の安全性が完全に立証されない施設の占有が認められる等の事例も想定され、不測の事態に備えて、河川占有供託金を徴収することにより、乱開発傾向の抑止効果を高めるとともに、経済面での被害補償を担保することが可能になると考えられる。

- 本市検討中の規制緩和区域の拡大

(理由)：都市再生プロジェクト区域に限らず、市内河川において各種行催事が実施できるよう規制緩和区域の拡大を要望する。

- 地域特性を活かした審査基準の制定について

(理由)：昨今の市民ニーズにより、民間主導による河川空間を利用した各種イベント、社会実験等の実施要望があり、地域特性を活かした規制が望まれている。ついては、地域特性を活かした審査基準の制定が可能となるよう要望する。

- 平成6年改正の準則で、第8「占用の方法の基準」として「湖沼・ダム貯水池に係る占有にあっては、河川管理上支障がないと認められるものについては、可搬式又は転倒式以外の構造とすることができる。この場合においては、流出しない構造とすること。」とあった記述を再度盛り込む。

(理由)：湖沼・ダム貯水池は河川の流速等の影響を受けることは少なく、一般の河川の流速等に影響を受ける河川区域とは区別し、明示しておく必要があると考える。(基準の具体化)

《政令市》

- 河川とまちづくりが一体と考えられる区域で治水上影響のない範囲であれば、地元市町村に裁量権を与え、市町村が裁量権の範囲で許可を行う。